百二十七　保安基準第三十二条第十三項に定める基準に係る試験	六十万九千円
百二十八　保安基準第三十二条第十四項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百二十九～百六十五　（略）	（略）
百六十六　保安基準第四十三条の十第一項及び第三項に定める基準に係る試験（前号に掲げる試験を除く。）	四十二万二千円
百六十七　保安基準第四十三条の十一に定める基準に係る試験	七十九万六千円
百六十八　保安基準第四十三条の十二に定める基準に係る試験	四十二万二千円
百六十九～百八十三　（略）	（略）

備考

一・二　（略）

三　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

第十六号	六十万九千円
第二十四号	四十二万二千円
第三十一号	六十万九千円（被牽引自動車に係る試験に限る。）
	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額（被牽引自動車に係る試験を除く。） 一　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和七年国土交通省告示第四百六十九号）による改正前の細目告示第十五条第二項に定める基準に係る試験　百七万七千円 二　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第十五条第二項に定める基準に係る試験　イ及びロに掲げる試験の区分に応じ当該イ及びロに定める額の合計額 イ　アンチロック・ブレーキシステムに係る試験　四十二万二千円 ロ　イに掲げる試験以外の試験　四十二万二千円

百二十五　保安基準第三十二条第十二項に定める基準に係る試験	六十万九千円
百二十六　保安基準第三十二条第十三項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百二十七～百六十三　（略）	（略）
百六十四　保安基準第四十三条の十第一項及び第三項に定める基準に係る試験（前号に掲げる験を除く）	四十二万二千円
百六十五～百七十九　（略）	（略）

備考

一・二　（略）

三　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

第十四号	六十万九千円
第二十二号	四十二万二千円
第二十九号	六十万九千円（被牽引自動車に係る試験に限る。）
	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額（被牽引自動車に係る試験を除く。） 一　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和七年国土交通省告示第四百六十九号）による改正前の細目告示第十五条第二項に定める基準に係る試験　百七万七千円 二　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第十五条第二項に定める基準に係る試験　イ及びロに掲げる試験の区分に応じ当該イ及びロに定める額の合計額 イ　アンチロック・ブレーキシステムに係る試験　四十二万二千円 ロ　前号に掲げる試験以外の試験　四十二万二千円